

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 61
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(3)	(3) 行政分野における女性活躍
細項目	—	<p>(3) 行政分野における女性活躍</p> <p>地方公務員については、特定事業主行動計画に基づく各地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を支援するため、戦略的広報・情報発信として次に掲げる施策等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う場を設置するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、各団体の参考に資する具体的・実践的な取組手法を取りまとめる。 ・女性職員活躍等に係る先進的な取組事例に加え、育児等の家庭生活と仕事を両立しながらキャリアアップを図り、管理職員として活躍するロールモデル職員や、いわゆる「イクメン職員」・「イクボス職員」に関する情報の収集及び提供を行う。 <p>また、自治大学校における女性向け幹部登用研修や、各種研修課程での「女性活躍・働き方改革」に関する講義の実施等を通じ、男女を問わず将来幹部となり得る地方公務員の意識改革・人材育成を推進する。</p> <p>さらに、平成28年度より実施している地方公共団体における管理職に占める女性割合等を始めとした女性参画状況、環境整備の状況等についての「見える化」の拡充を行う。</p>
該当施策名 (事業名)	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信	
該当施策の背景・目的	<p>地方公共団体が女性活躍推進法及び第四次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。</p> <p>そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。</p>	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 12,682 千円 の内数
		29年度予算額: 15,549 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1: — 千円 28年度決算額: — 千円 使用割合: — %
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
該当施策概要	<p>地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例に加え、ロールモデル女性職員、イクメン職員、イクボス職員の紹介を行う。</p> <p>また、女性職員活躍等に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、各地方公共団体の参考に資する具体的・実践的な取組手法を「実践マニュアル」として取りまとめる。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	3	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	34	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	2-3 行政分野
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	総務省	
	自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた総務省の支援

女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信

○「女性活躍加速のための重点方針2017」（平成29年6月6日）すべての女性が輝く社会づくり本部決定

地方公務員については、特定事業主行動計画に基づく各地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を支援するため、戦略的広報・情報発信として次に掲げる施策等を実施する。

- ▶ 女性職員活躍及び働き方改革（以下「女性職員活躍等」という。）に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う場を設置するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、各団体の参考に資する具体的・実践的な取組手法を取りまとめる。
 - ▶ 女性職員活躍等に係る先進的な取組事例に加え、育児等の家庭生活と仕事を両立しながらキャリアアップを図り、管理職員として活躍するロールモデル職員や、いわゆる「イクメン職員」「イクボス職員」に関する情報の収集及び提供を行う。
- また、自治大学校における女性向け幹部登用研修や、各種研修課程での「女性活躍・働き方改革」に関する講義の実施等を通じ、男女を問わず将来幹部となり得る地方公務員の意識改革・人材育成を推進する。

戦略的広報・情報発信の主な取組

（平成29年度当初予算 15,549千円）（平成30年度予算概算要求 12,682千円）

事業名	事業概要
女性地方公務員活躍・働き方改革の推進に関する調査研究事業	民間事業者の専門的知見を得て、地方公共団体の女性職員活躍及び働き方改革を推進するための実践的方策について調査研究（下記協議会と連携）
女性地方公務員活躍・働き方改革推進協議会	地方公共団体と総務省の女性職員活躍・働き方改革の担当者が、各団体に共通の課題について、具体的・実践的な取組手法等を検討する場
女性地方公務員活躍・働き方改革に係る先進事例集	地方公共団体における女性職員活躍・働き方改革に関する先進的な取組事例や、仕事と家庭を両立しながら活躍するロールモデル職員を紹介する事例集

女性地方公務員の人材育成に向けた取組

- I 自治大学校における「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」
 - ▶ 地方公共団体の幹部職員養成のための研修を行う自治大学校において、女性職員向け研修を実施（年2回）
- II 自治大学校の下記研修課程における「女性活躍・働き方改革」に関する講義の実施
 - ▶ 都道府県・政令指定都市及び市区町村の①幹部職員向け研修、②幹部候補職員向け研修、③女性職員向け研修

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 62
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(3)	(3) 行政分野における女性活躍
細項目	—	(3) 行政分野における女性活躍 (前略)さらに、平成28年度より実施している地方公共団体における管理職に占める女性割合等を始めとした女性参画状況、環境整備の状況等についての「見える化」の拡充を行う。
該当施策名 (事業名)	「市町村女性参画状況見える化マップ」の拡充	
該当施策の背景・目的	<p>第4次男女共同参画基本計画においては、政治、行政分野における女性の参画状況について調査を行い、国民に分かりやすい形で「見える化」を進めることとしている。</p> <p>「市町村女性参画状況見える化マップ」は、その一環として、各分野における地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況に関する調査結果を集約し、地図上に一覧化することにより、男女共同参画社会の実現に資するものである。</p>	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	<p>予算</p> <p>30年度要求予算額: 3,699 千円</p> <p>29年度予算額: 1,678 千円</p> <p>28年度歳出予算現額※1: — 千円</p> <p>28年度決算額: — 千円</p> <p>使用割合: — %</p>
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	<p>「市町村女性参画状況見える化マップ」は、市町村(東京都特別区を含む。)における男女共同参画の推進状況について、平成29年8月現在、4項目(①公務員の管理職に占める女性割合、②公務員の係長相当職に占める女性割合、③市町村議会議員に占める女性の割合、④男性公務員の育児休業取得率)を地図上で分かりやすく「見える化」しているところ、30年度は、地方自治体等の要望を踏まえ、「見える化」項目を拡充する。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	2-3 行政分野
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

政策・方針決定過程への女性の参画に資する情報提供経費（内閣府男女共同参画局推進課）

平成30年度予算案 0.2億円 (29年度予算額 0.2億円)

事業概要・目的

男女共同参画社会の形成には、女性の政策・方針決定過程への参画が促進されることが重要です。

第4次男女共同参画基本計画において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標達成に向け、女性の参画状況の調査・情報提供を行うことが掲げられています。

(1) 政策・方針決定過程参画状況調べ作成経費

各分野における女性の政策・方針決定過程への参画について調査・公表を行い、現状を明らかにします。

(2) 地方公共団体における男女共同参画推進施策調査経費
全国の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握・結果を公表することにより、今後の施策の推進を促します。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画状況に係る調査研究

「2020年30%」の目標の達成に向けて、様々な分野における女性の参画状況について、分野別、業種別、地域別等ごとに専門的かつ多角的な分析等を行います。

(4) 政治分野における女性の参画に関する調査研究及び情報提供
政治分野において、女性議員の割合が少ない要因等について調査を行います。

事業イメージ・具体例

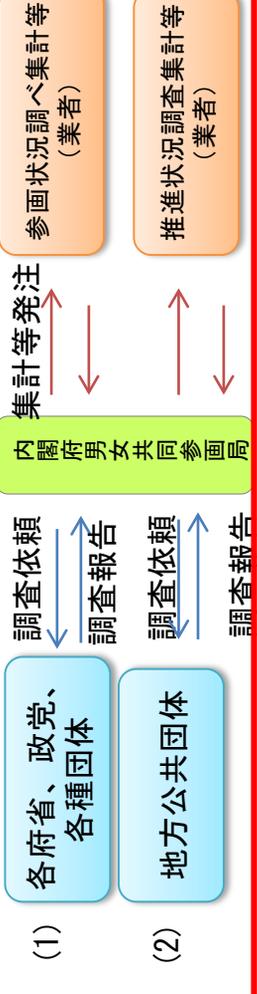
(1) 政策・方針決定過程参画状況調べ作成経費
様々な分野における、女性の政策・方針決定過程への参画状況につき、過去からのデータと最新の調査結果を用いて、その進捗状況について整理し公表します。

(2) 地方公共団体における男女共同参画推進施策調査経費
男女共同参画に関する計画の整備状況、条例の策定状況、推進体制、管理職への女性の登用状況等について定期的な調査・分析を行い、各地方公共団体等に情報提供します。

(3) 政策・方針決定過程への女性参画状況に係る調査研究
様々な分野における女性の参画状況について、分野別、業種別、地域別等ごとに分析し、各分野の特性や実情を明らかにします。

(4) 政治分野における女性の参画拡大に関する調査研究及び情報提供

女性議員の割合が少ない要因等について、有識者検討会を設置した上で、現職議員等を対象としたアンケート等のほか、国内外の先行研究等の収集・分析等を通じて調査を行います。



期待される効果

各種機関・団体等の取組を促すとともに、効果的な施策を実施するための基礎資料を得ることが可能となる。

資金の流れ

業務委託

業者等

国

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 63
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(4)	(4) 女性活躍情報の「見える化」の徹底等
細項目	①	①女性活躍推進法に基づく女性活躍情報の「見える化」の促進 「女性活躍推進法「見える化」サイト」等を充実し、女性活躍推進法に基づく女性の活躍状況に関する情報の公表状況や公表内容の明確化等、取組状況をより比較しやすくすることで「見える化」を促進し、国、地方公共団体の取組の推進を図る。 また、女性活躍推進法に基づく女性活躍情報等を活用した指数やランキングなど女性活躍情報の活用事例の周知により、女性活躍情報の「見える化」や活用を促進する。
該当施策名 (事業名)	女性活躍推進法「見える化」サイト拡充業務	
該当施策の背景・目的	女性活躍推進法(平成28年4月完全施行)では、国及び地方公共団体に対し、特定事業主行動計画の策定・公表、当該事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表、及び女性活躍情報の定期的な公表を義務付けている。こうした国及び地方公共団体(計1,841団体)における取組状況等について一覧化し掲載することにより、求職者の職業選択を助けるとともに、国及び地方公共団体における更なる取組の促進を図るため、28年9月より「女性活躍推進法『見える化』サイト」を開設している。	
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> — 法令・制度改正 — 税制改正要望 ○ 予算 <ul style="list-style-type: none"> 30年度要求予算額: 9,452 千円 29年度予算額: 5,021 千円 28年度歳出予算現額※1: 1,672 千円 28年度決算額: 1,012 千円 使用割合: 60.5 % — 機構定員要求 — その他(具体的に) <ul style="list-style-type: none"> — 	
該当施策概要	<p>国及び約1,800の地方公共団体が策定した特定事業主行動計画、女性の職業選択に資する情報の公表状況、都道府県・市町村推進計画等に加え、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況についてもとりまとめ、一覧にてわかりやすく公表する。</p> <p>更に平成30年度は各団体の情報を比較しやすくし、また、好事例等利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるよう、検索機能や提供情報の充実等、サイトの拡充を図るとともに、サイト掲載情報の周知を徹底する。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	1	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	29	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	3-1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	3-3、1-1
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

女性活躍推進法サイトの拡充・維持経費・維持経費(女性活躍推進法施行等関連経費)

平成30年度予算案 0.1億円(平成29年度予算額 0.1億円)

＜目的・概要＞ 女性活躍推進法(平成28年4月完全施行)に基づく国及び地方公共団体の取組状況等について、各団体の情報を比較しやすくし、好事例等利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるよう、検索機能や提供情報の充実等「見える化サイト」の拡充を図るとともに、サイト掲載情報の周知を徹底する。

＜見える化サイトの拡充＞

国及び約1,800の地方公共団体が策定した特定事業主行動計画、女性の職業選択に資する情報の公表状況、都道府県・市町村推進計画等に加え、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況についてもとりまとめ、一覧にてわかりやすく公表する。好事例の追加・更新を行うとともに、情報公表の掲載データを拡充する。

○掲載例

- ・ 事業主行動計画に基づく取組の実施状況
- ・ 事業主行動計画の好事例、推進計画の好事例
- ・ 情報公表項目数等の掲載

＜見える化サイトの周知＞

求職者等、二一ズの高い層への周知を徹底する。

【女性活躍推進法見える化サイト(イメージ)】

The screenshot displays the website's interface. On the left, there is a grid of regional links for various prefectures: Hokkaido, Tohoku, Kanto, Chubu, Kansai, Chugoku, Shikoku, and Kyushu. Each link is accompanied by a small icon representing the region. On the right, a table provides detailed information for each region, including the number of public entities, the number of designated business owners, and the number of public entities that have implemented the law. The table is organized into columns for '都道府県' (Prefecture), '公表済の公表済の公表済' (Number of public entities that have implemented the law), '公表済の公表済の公表済' (Number of designated business owners), and '公表済の公表済の公表済' (Number of public entities that have implemented the law).

都道府県	公表済の公表済の公表済	公表済の公表済の公表済	公表済の公表済の公表済
北海道	10	10	10
東北	10	10	10
関東	10	10	10
中部	10	10	10
関西	10	10	10
中国	10	10	10
四国	10	10	10
九州	10	10	10

※「第4次男女共同参画基本計画」、「女性活躍加速のため
の重点方針2017」を踏まえ実施

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 64
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(4)	(4) 女性活躍情報の「見える化」の徹底等
細項目	①	<p>①女性活躍推進法に基づく女性活躍情報の「見える化」の促進 「女性活躍推進法「見える化」サイト」等を充実し、女性活躍推進法に基づく女性の活躍状況に関する情報の公表状況や公表内容の明確化等、取組状況をより比較しやすくすることで「見える化」を促進し、国、地方公共団体の取組の推進を図る。 また、女性活躍推進法に基づく女性活躍情報等を活用した指数やランキングなど女性活躍情報の活用事例の周知により、女性活躍情報の「見える化」や活用を促進する。 <u>女性活躍に関する企業情報がより見やすくなるよう、「女性の活躍推進企業データベース」をスマートフォンにも対応させるほか、データベースの活用に関する調査等を行い、情報公表がより進む方策について検討するとともに、企業に対する登録の働きかけをあらゆる機会をとらえて強力に行う。</u></p>
該当施策名 (事業名)	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業	
該当施策の背景・目的	<p>企業における女性の活躍推進の取組や両立支援制度を利用しやすい環境整備の加速化を進めるためには、女性が活躍できる企業かどうかの情報を一覧化するとともに、企業の取組を公表し、女性の活躍推進や両立支援に積極的な企業ほど労働市場で選ばれるという社会環境をつくるのが効率的かつ効果的であることから、企業における女性の活躍状況に関する情報及び項目を一元的に集約し、女性の活躍を推進する。</p>	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 145,465 千円
		29年度予算額: 134,101 千円
		28年度歳出予算現額※1: 118,800 千円 28年度決算額: 118,800 千円 使用割合: 100.0 %
○	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
該当施策概要	<p>女性活躍推進法に基づく情報公表や行動計画の掲載先として、企業における女性の活躍状況に関する情報及び項目を一元的に集約し、機能の改善等利便性の向上を図るとともに、ユーザビリティを高める。 (30年度予算要求内容) ・情報公表が義務となっている企業だけでなく、努力義務となっている企業に対する登録の働きかけ ・検索機能や表示方法などの機能充実(企業の取組状況の公表、好事例の作成・公表等) ・学生が就職活動をするにあたり特に必要と思われる情報を効果的に閲覧できるよう利便性の向上</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	6	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	46	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	2-4 経済分野
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	3-3
担当府省・担当課	厚生労働省	
	雇用環境・均等局雇用機会均等課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業 (女性の活躍推進企業データベース)

30年度要求額 145,465千円
29年度予算額 134,101千円

趣旨・目的

女性活躍推進法に基づく情報公表や行動計画の掲載先として、企業における女性の活躍状況に関する情報及び項目を一元的に集約し、女性の活躍推進に積極的な企業ほど労働市場で選ばれるという社会環境をつくる。

最新の数値が掲載されていて
各社の比較もしやすい！

女性が長く働き続けられる
企業はどこだろうか？

企業名	2. (1)採用における男女別の競争倍率 【項目2(1)定義】 又は(2)採用における競争倍率の男女比 (男性の倍率を1としたときの女性の倍率) 【項目2(2)定義】		4. (1)男女の平均継続勤務年数の差異 【項目4(1)定義】 又は(2)男女別の採用10年前後の継続雇用割合 【項目4(2)定義】		6. 一月当たりの労働者の平均残業時間 【項目6定義】		取組 有無	割合／人数
	男性 【項目2(1)定義】	女性 【項目2(2)定義】	男性 【項目4(1)定義】	女性 【項目4(2)定義】	男性 【項目6定義】	女性 【項目6定義】		
A社	5倍	10倍	20年	10年	30時間	有	15%	
B社	4倍	5倍	70%	65%	20時間	有	30%	
C社			22年	18年			4人	

女性の活躍を進めて
認定を取得した企業だ！

現在の登録企業数：約7,600社 ⇄ 約15,000社を目指す

女性が管理職として活躍
している企業に興味がある！

今後の取組

- ・情報公表が義務となつている企業だけでなく、努力義務となつている企業に対する登録の働きかけ
- ・検索機能や表示方法などの機能充実（企業の取組状況の公表、好事例の作成・公表等）
- ・スマートフォン対応化されたこともあり、学生が就職活動をするにあたり特に必要と思われられる情報を効果的に閲覧できるよう利便性の向上

効果

- ・ユーザー（就職活動中の学生、投資家、消費者等）の利便性向上等により、女性の活躍推進に積極的な企業ほど選ばれるようになる。
- ・企業自身にとつても他社との比較により自社の女性活躍の状況が「可視化」され、取組を促進。
⇒企業における女性の活躍・役員や管理職への女性登用を強く促進。
女性の活躍推進を促す様々なインセンティブ施策の中で、とりわけ費用対効果の高い手法。

掲載項目

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②採用における男女別の競争倍率又は競争倍率の男女比
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④男女の平均継続勤務年数の差異 又は男女別の採用10年前後の継続雇用割合
- ⑤男女別の育児休業取得率
- ⑥一月当たりの労働者の平均残業時間
- ⑦年次有給休暇取得率
- ⑧係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑨管理職に占める女性労働者の割合
- ⑩役員に占める女性の割合
- ⑪男女別の職種又は雇用形態の純粋実績
- ⑫男女別の再雇用又は中途採用の実績
- ⑬企業認定の有無

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 65
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(4)	(4) 女性活躍情報の「見える化」の徹底等
細項目	②	②女性活躍推進法の施行後3年の見直し 女性活躍推進法の施行状況を踏まえ、情報公表制度の強化策など必要な制度改正を検討する。特に、労働時間や男性の育児休業の取得状況、女性の管理職比率など、女性が活躍するために必要な個別の企業の情報が確実に公表される方策について検討する。
該当施策名 (事業名)	女性活躍推進法施行後3年の見直し	
該当施策の背景・目的	女性活躍推進法附則第4条において、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされていることから、法の施行状況を踏まえ、関係省庁と連携し、今後必要な検討を行う。	
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: - 千円
		29年度予算額: 6,399 千円
		28年度歳出予算現額※1: - 千円
		28年度決算額: - 千円
		使用割合: - %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	女性活躍推進法施行後3年を迎えるにあたり、法の施行状況をふまえ、関係省庁と連携し、今後必要な検討を行う。(法施行状況調査については、平成29年度予算において実施する予定。)	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	29	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	1-4 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

「働き方改革実行計画」

平成29年3月28日働き方改革実現会議決定

6. 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備

(2) 多様な女性活躍の推進

(前略) このため、女性の活躍に関する企業の情報の見える化を進め、一層の女性活躍に向けた企業の取組を促進する。具体的には、労働時間や男性の育児休業の取得状況、女性の管理職比率など、女性が活躍するために必要な個別の企業の情報が確実に公表されるよう、2018年度までに女性活躍推進法の情報公表制度の強化策などについての必要な制度改正を検討する。

(中略) さらに、正社員だった女性が育児で一旦離職した後の復職を可能とするため、復職制度をもつ企業の情報公開を推進する。具体的には、復職制度の有無について、ハローワークの求人票に項目を新設し、女性活躍推進法の情報公表の項目に盛り込むことを検討する。また、復職に積極的な企業を支援する助成金を創設する。

加えて、女性活躍推進法に基づく女性が働きやすい企業（えるぼし）、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てしやすい企業（くるみん）、若者雇用促進法に基づく若者が働きやすい企業（ユースエール）といった認定制度や、従業員のキャリア形成に関する企業の表彰制度などを活用し、働き方改革の好事例の横展開を図る。

9. 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援

(2) 転職・再就職の拡大に向けた職業能力・職場情報の見える化

(前略) あわせて、これまでそれぞれ縦割りとなっていた女性活躍推進法に基づく女性が働きやすい企業の職場情報と、若者雇用促進法に基づく若者が働きやすい企業の職場情報を、ワンストップで閲覧できるサイトを創設する。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 66
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(4)	(4) 女性活躍情報の「見える化」の徹底等
細項目	②	②女性活躍推進法の施行後3年の見直し 女性活躍推進法の施行状況を踏まえ、情報公表制度の強化策など必要な制度改正を検討する。特に、労働時間や男性の育児休業の取得状況、女性の管理職比率など、女性が活躍するために必要な個別の企業の情報が確実に公表される方策について検討する。
該当施策名 (事業名)	女性活躍推進法の施行後3年の見直し	
該当施策の背景・目的	平成28年4月に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)の施行後3年の見直しを行うため、その施行状況を踏まえ、情報公表制度の強化策など必要な制度改正を検討する必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
	28年度決算額: — 千円	
	使用割合: — %	
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
		—
該当施策概要	女性活躍推進法については、来年度に施行後3年を迎えることから、それにあわせて、情報公表制度の検討など必要な制度改正を進める。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	1-4 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	雇用環境・均等局 雇用機会均等課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性活躍推進のための基盤整備事業

平成30年度概算要求額 2.1億円 (1.9億円)

事業の内容

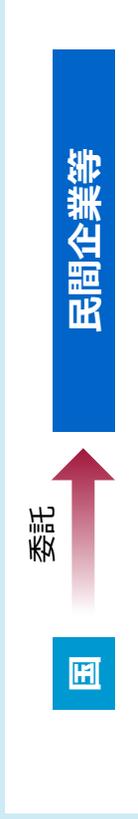
事業目的・概要

- 少子高齢社会化の中で、我が国の企業競争力の強化や持続的な成長を実現するためには、「女性の力」を発揮できるようにするとともに、女性を含む多様な人材が一層活躍できるようにすることが重要です。
- このため、女性を含む多様な人材の活躍支援や、女性の新しいキャリア・ステージとしての「起業」に対する支援を通じ、女性がその能力を最大限発揮できる社会を目指します。

成果目標

- 平成32年度までの5年間の事業を通じて、以下を目指します。
 1. 女性起業家等支援ネットワーク事業の開催するセミナー等の参加者のうち、同ネットワーク内構成機関へ起業相談を行った女性の割合：30%
 2. 女性起業家等支援ネットワーク利用者の5年間での創業率：30%

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) ダイバーシティ普及アンバサダー事業

- 多様な人材の能力を活かし、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を「新・ダイバーシティ経営企業100選」等として選定します。
- 女性活躍推進に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定します。
- 表彰企業等のベストプラクティスの周知や、ダイバーシティ経営に関する産業界と資本市場・労働市場との対話等の普及啓発活動を通じて、産業界における女性活躍・ダイバーシティ経営の推進を図ります。

(2) 女性起業家等支援ネットワーク構築事業

- 平成28年度から全国10箇所に形成している地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」を通じ、起業ニーズの引き出し・整理、女性起業家のロールモデルの提示、金融機関等への橋渡しなどを実施します。

<具体的な取組内容>

① 支援対象の重点化

女性固有の課題を抱えているが故に起業という選択を迷っている女性に對して、仕事と家庭の両立にあたる「起業」という手段の有効性の提示や、起業の相談相手となる先輩女性起業家等とのネットワーク構築など、その課題を解決できる支援策を提供できる体制を整備します。

② 支援モデルの創出

ネットワーク内の構成機関の連携を更に強化し、潜在的起業希望者が事業立ち上げに至るまで、様々な支援機関同士が広域に連携して徹底的に伴走支援するモデルを創出します。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 67																				
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍																				
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成																				
小項目	(4)	(4) 女性活躍情報の「見える化」の徹底等																				
細項目	③	<p>③企業における女性活躍を始めとしたダイバーシティ経営の推進 中長期的な企業価値向上につながるダイバーシティ経営の実践を促すため、平成29年3月に策定した「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」を踏まえ、継続的なダイバーシティ経営の推進により成果を生んでいる企業を表彰する新たな仕組みを導入する。 また、資本市場との対話を促進しつつ、「なでしこ銘柄」や「新・ダイバーシティ経営企業100選」で取り上げた先進企業のベストプラクティス等を、地方を含めて広く発信することで、産業界における女性活躍・ダイバーシティ経営の更なる推進を図る。</p>																				
該当施策名 (事業名)	ダイバーシティ普及アンバサダー事業																					
該当施策の背景・目的	<p>平成24年12月に発足した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の推進や一億総活躍社会の実現に向けて、様々な取組を進めており、「未来投資戦略2017(29年6月9日閣議決定)」においても、「経営戦略としてのダイバーシティの実現」が記載されたところ。 女性活躍を推進するためには、企業・経済社会において女性をはじめとする多様な人材がその能力を最大限発揮し、競争力を高めていくことが必要。そのため、企業の経営戦略としての女性活躍推進を進めていく。</p>																					
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正																				
	—	税制改正要望																				
	○	<p>予算</p> <table border="0"> <tr> <td>30年度要求予算額:</td> <td>210,000</td> <td>千円</td> <td>の内数</td> </tr> <tr> <td>29年度予算額:</td> <td>190,536</td> <td>千円</td> <td>の内数</td> </tr> <tr> <td>28年度歳出予算現額※1:</td> <td>195,028</td> <td>千円</td> <td>の内数</td> </tr> <tr> <td>28年度決算額:</td> <td>183,069</td> <td>千円</td> <td>の内数</td> </tr> <tr> <td>使用割合:</td> <td>—</td> <td>%</td> <td></td> </tr> </table>	30年度要求予算額:	210,000	千円	の内数	29年度予算額:	190,536	千円	の内数	28年度歳出予算現額※1:	195,028	千円	の内数	28年度決算額:	183,069	千円	の内数	使用割合:	—	%	
	30年度要求予算額:	210,000	千円	の内数																		
	29年度予算額:	190,536	千円	の内数																		
	28年度歳出予算現額※1:	195,028	千円	の内数																		
28年度決算額:	183,069	千円	の内数																			
使用割合:	—	%																				
—																						
—	その他(具体的に)	—																				
該当施策概要	<p>・新・ダイバーシティ経営企業100選／100選プライムの表彰 ダイバーシティ経営の推進により、多様な人材の能力を活かし、生産性の向上等につなげている企業を表彰する制度。平成29年度は、「新・ダイバーシティ経営企業100選」の他、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン(29年3月策定)」を踏まえ、中長期的な企業価値向上につながるダイバーシティ経営の推進により成果を生んでいる企業を表彰する「100選プライム」を新たに創設。</p> <p>・なでしこ銘柄の選定 経済産業省と東京証券取引所が共同で、女性活躍推進に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定。</p> <p>・ダイバーシティ経営の普及・啓発 上記の表彰企業等のベストプラクティスの周知や、資本市場・労働市場との対話の推進等を通じて、産業界における女性活躍・ダイバーシティ経営の推進を図る。</p>																					

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	63	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	48	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	2-4 経済分野
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	経済産業省	
	経済産業政策局経済社会政策室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

○「女性活躍加速のための重点方針2017」（平成29年6月6日）すべての女性が輝く社会づくり本部決定

ESG（社会・環境・ガバナンス）要素が中長期的な企業価値の向上に影響を及ぼし得るとの指摘があることを踏まえ、女性の活躍の始めとするダイバーシティなども評価するESG投資のうち、特に「ガバナンス（G）や「社会（S）」の分野において、女性の活躍が、企業の環境変化への対応力を高め、企業経営や企業価値にプラスの影響を与えたと考えられていることから、機関投資家等を対象に、女性活躍、ワーク・ライフ・バランス情報を活用したESG投資への取組状況等を調査するとともに、調査結果を分かりやすく「見える化」することで、企業における女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を促進する。さらに、ESG投資に積極的な海外投資家などが、女性活躍企業を評価しやすくなるよう、「女性役員情報サイト」の二か国語化などの「見える化」を推進する。

最近の動向

- 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、「スチュワードシップ責任を果たす一環として、ESGへの取組を強めることとして」、国連責任投資原則（UNPRI）に署名^{※1}。<H27.9>
- スチュワードシップ・コードの改訂において、ESG要素のうち、投資先企業の状況を踏まえ重要と考えられるものは、事業におけるリスク・収益機会の両面で、中長期的な企業価値に影響を及ぼすのではないかと指摘を踏まえ、関連する事項についても、盛り込まれた。<H29.5> →詳細次ページ
- GPIFがESG指数の選定を公表^{※2}し、運用を開始（国内株全体の3%程度にあたる1兆円の規模）。併せて、将来的には国内株式を対象としたESG投資の更なる拡大を検討である旨、表明。<H29.7>

※1 UNPRIが公表された当初、署名機関数は世界全体で68機関だったが、平成28年12月時点では1,446機関に増加。

※2 「FTSE Blossom Japan index」「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」「MSCI日本株女性活躍指数」の3指数。

「MSCI日本株女性活躍指数」では、「女性の活躍推進企業データベース」（厚生労働省）を活用し指数に組み込む銘柄をスコア化している。

H30年度概算要求中

◆ 機関投資家を対象とした女性活躍・WLBに関するESG投資の状況調査・「見える化」

— スチュワードシップ・コードを受け入れている機関投資家等を対象に、女性活躍・WLBに関するESG投資状況を調査するとともに、調査結果を分かりやすく「見える化」することで、企業における女性活躍・WLBの取組を促進

◆ 女性役員情報の「見える化」の推進

— ESG投資に積極的な海外投資家などが女性活躍企業を評価しやすくなるよう、「女性役員情報サイト」の二か国語化など「見える化」を推進

今後の取組

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 68
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(4)	(4) 女性活躍情報の「見える化」の徹底等
細項目	④	④ESG投資など資本市場等における女性活躍情報の「見える化」 ESG(環境・社会・ガバナンス)要素が中長期的な企業価値の向上に影響を及ぼし得るとの指摘があることを踏まえ、女性の活躍を始めとするダイバーシティなども評価するESG投資のうち、特に「ガバナンス(G)」や「社会(S)」の分野において、女性の活躍が、企業の環境変化への対応力を高め、企業経営や企業価値にプラスの影響を与えられられていることから、機関投資家等を対象に、女性活躍、ワーク・ライフ・バランス情報を活用したESG投資への取組状況等を調査するとともに、調査結果を分かりやすく「見える化」することで、企業における女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を促進する。さらに、ESG投資に積極的な海外投資家などが女性活躍企業を評価しやすくなるよう、「女性役員情報サイト」の二か国語化などの「見える化」を推進する。
該当施策名 (事業名)	資本市場における女性活躍情報の活用状況「見える化」事業	
該当施策の背景・目的	<p>日本版ステewardシップ・コードの改訂(平成29年5月)において、機関投資家が把握すべき投資先企業の情報の事例としてESG要素が明記されるなど、資本市場において「女性」を含むESG要素が広がりを見せている。</p> <p>こうしたESG投資の拡がりも踏まえ、「女性活躍加速のための重点方針2017」においては、今後、女性活躍の流れを加速し、各界各層での自律的な取組を推進するためのステップとして、各界各層における女性活躍情報の「見える化」の徹底と、資本市場においてもその活用を促進させることが重要であるとされている。</p> <p>当事業により資本市場における女性活躍情報の活用状況を「見える化」することで、投資対象となる上場企業の女性活躍・WLB取組を促進する。</p>	
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> — 法令・制度改正 — 税制改正要望 ○ 予算 	<p>30年度要求予算額: 11,656 千円</p> <p>29年度予算額: — 千円</p> <p>28年度歳出予算現額※1: — 千円</p> <p>28年度決算額: — 千円</p> <p>使用割合: — %</p>
	<ul style="list-style-type: none"> — 機構定員要求 — その他(具体的に) 	—
該当施策概要	<p>機関投資家を対象に女性活躍・WLBに関するESG投資状況についてアンケート調査を行い、調査結果を比較可能な形でHP等に掲載する等の「見える化」を行う。</p> <p>また、優良・先進事例等については個別にヒアリングを行い、「見える化」により機関投資家と投資先企業に情報を横展開する。</p> <p>なお、調査は資本市場の動向等に詳しい有識者(投資家・企業経営者・指数ベンダー等)も含めて構成される検討会の意見をもとに進める。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	9	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	47	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	2-4 経済分野
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 69
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(5)	(5) 企業における女性の参画拡大に資する環境整備
細項目	①	①女性リーダーの育成 内部昇進による女性役員及び社外からの登用による女性役員の増加に向けて、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向けたモデルプログラムについて、地方公共団体や経済団体等に周知し、広く実施を促進するとともに、平成29年度に複数地域においてモデルプログラムに基づくセミナーを実施し、その効果や課題を明らかにした上で、成果を全国に普及させる。
該当施策名 (事業名)	女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査	
該当施策の背景・目的	内部昇進による女性役員及び社外からの登用による女性役員の増加に向けて、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向けたモデルプログラムについて、地方公共団体や経済団体等に周知し、広く実施を促進するとともに、平成29年度に複数地域においてモデルプログラムに基づくセミナーを実施し、その効果や課題を明らかにした上で、成果を全国に普及させる。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 56,260 千円
		29年度予算額: 11,281 千円
		28年度歳出予算現額※1: 9,847 千円
		28年度決算額: 7,999 千円
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
該当施策概要	企業における女性の役員候補の育成に向けて、平成28年度に本事業で開発した女性リーダー育成モデルプログラムを北海道、埼玉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、福岡県の7か所において実施し、その効果や課題を明らかにするとともに成果を広く共有する。加えて、受講生の役員登用を支援するために、企業経営者層と受講生のネットワーキングの機会を設ける。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	42	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	2-4 経済分野
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局総務課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

現状

- 第4次男女共同参画基本計画の上場企業役員に占める女性の割合を「5%（早期）、更に10%を目指す（平成32年）」という成果目標の達成に向けて、**女性役員数を現状1,388人→約4,000人に増やす必要**がある。
- 女性役員登用の促進のためには、官民を挙げて具体的な加速策を実施することが重要。

女性役員登用の必要性

1. 取締役会における多様な視点・価値観を反映した幅広い選択肢の中から、柔軟・最適な業務執行の決定やリスク回避が可能。取締役会の監督機能が向上。さらにイノベーション促進、企業競争力・社会的評価・企業価値も向上。
2. 企業経営にプラスの影響（株式パフォーマンス等）
3. 女性社外取締役の指摘により、内部昇進による女性役員が増えていく環境が整い、相乗効果をもたらす。
4. 女性役員がロール・モデルやメンターとなることで、裾野広い女性人材育成が加速。
5. 役員を男女双方の候補者から探すことで、広く適任を探すことが可能。

女性役員登用の促進のためには、人材を育成し、女性役員の候補者の層を拡大することが重要

平成29年2月 広い人材発掘、人材層の確保、ネットワークに繋がる
「女性役員候補育成のためのモデルプログラム」を作成

「女性役員候補育成のためのモデルプログラム」の活用

「女性役員候補育成のためのモデルプログラム」を、地方公共団体や経済団体等に周知し、広く実施を促進するとともに、平成29年度は京都府と神奈川県においてモデルプログラムに基づく研修を実施し、その効果や課題を明らかにした上で、成果を全国に普及させる。

＜研修の在り方＞

- (1) 候補者の発掘機能（地域の女性経営者、弁護士、大学・大学院の教員、公認会計士等への効果的な働き掛け）
- (2) 社内・社外の役員候補者人材との混成型で実施（ネットワークの広がり）
- (3) 「意識付け」「知識の習得」「ネットワークの構築」を盛り込んだ内容
- (4) 候補者の確保機能（受講者間のネットワークづくり、経営者との交流会、候補者データベースの構築、役員候補者数の拡大）

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 70																														
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍																														
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成																														
小項目	(5)	(5)企業における女性の参画拡大に資する環境整備																														
細項目	①	<p>①女性リーダーの育成 内部昇進による女性役員及び社外からの登用による女性役員の増加に向けて、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向けたモデルプログラムについて、地方公共団体や経済団体等に周知し、広く実施を促進するとともに、平成29年度に複数地域においてモデルプログラムに基づくセミナーを実施し、その効果や課題を明らかにした上で、成果を全国に普及させる。</p> <p>また、平成29年1月には、グローバルな経営課題の解決に必要な知識の習得や思考の訓練を目的に、海外の一線級の教育機関から講師を招へいし、役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修を実施したところであり、女性が継続就業でき、リーダー層に登用される人材として成長できるよう、取組を引き続き推進する。</p>																														
該当施策名 (事業名)		産業界における女性リーダー育成の推進																														
該当施策の背景・目的		<p>一億総活躍社会の実現に向けて、女性はその能力を遺憾なく発揮できるよう支援することが不可欠。特に、経営層に女性を含めた多様な視点が入ることは、企業競争力を向上する上で重要。</p> <p>他方で、我が国の企業における経営層・管理職層の女性は極めて少ない状況であり、女性リーダー育成を推進する事業を支援することで我が国の企業競争力の強化を目指す。</p>																														
該当施策の政策手段の分類		<table border="0"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額:</td> <td>— 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額:</td> <td>— 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1</td> <td>39,933 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額:</td> <td>32,680 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合:</td> <td>81.8 %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> <td>—</td> </tr> </table>	—	法令・制度改正		—	税制改正要望		○	予算			30年度要求予算額:	— 千円		29年度予算額:	— 千円		28年度歳出予算現額※1	39,933 千円		28年度決算額:	32,680 千円		使用割合:	81.8 %	—	機構定員要求		—	その他(具体的に)	—
—	法令・制度改正																															
—	税制改正要望																															
○	予算																															
	30年度要求予算額:	— 千円																														
	29年度予算額:	— 千円																														
	28年度歳出予算現額※1	39,933 千円																														
	28年度決算額:	32,680 千円																														
	使用割合:	81.8 %																														
—	機構定員要求																															
—	その他(具体的に)	—																														
該当施策概要		<p>幹部候補の女性社員を対象に、ハーバード・ビジネススクールのノウハウを活用し、グローバルな知見を習得するための企業横断的な研修機会を提供する取組を支援する等、女性リーダーの育成推進に向けた取組を推進する。</p>																														

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	43	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	2-4 経済分野
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	経済産業省	
	経済産業政策局経済社会政策室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

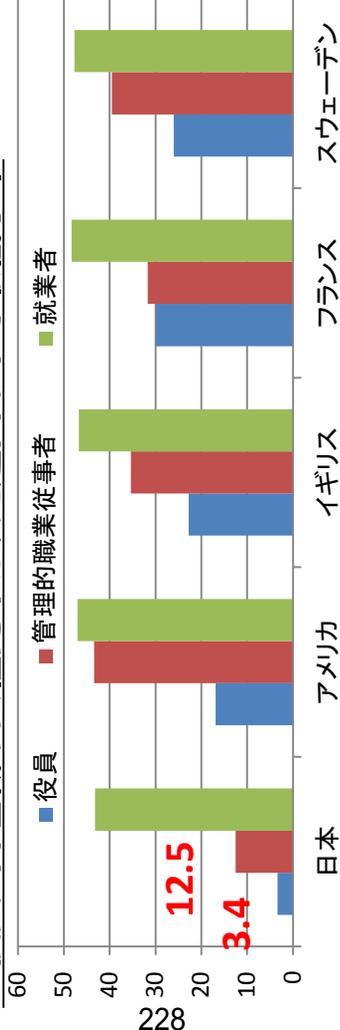
※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性リーダー育成推進等

- 我が国における役員レベルの女性比率は、3%台にとどまり、諸外国と比べ極めて低い。
「2020年30%」に向けて、更なる取組の強化が必要。
- 役員一歩手前の女性を対象にした「リーダー育成研修」を実施し、経営者に必要な幅広い知識・思考の習得を促すとともに、企業横断的な「人的ネットワーク」の強化を図る。
- 今年度も、昨年度と同様の取組を実施予定。

◆役員・管理職の女性比率は、先進国の中で最低水準



1. 「管理的職業従事者」及び「就業者」については、「平成28年版男女共同参画白書」に基づき、作成。日本、イギリス、フランス、及びスウェーデンは2015(平成27)年の値。アメリカは、2014(平成26)年の値。

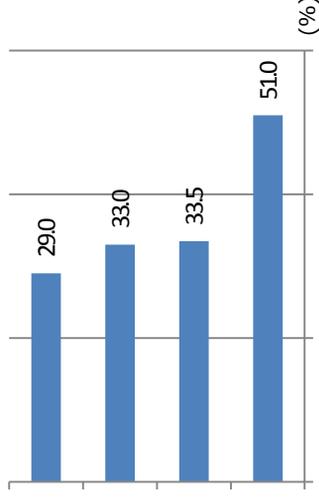
2. 「役員」については、日本は、東洋経済新報社「役員四季報」(2017年版)に基づき作成、2016(平成28)年7月の値。その他の国は、米国の国際非営利団体「国際女性幹部協会」(CWDI)「Comparative Percentages of Women Directors」に基づき作成、2015(平成27年)1月の値。

◆女性の管理職・役員の登用・活用を促進するにあたっての主要課題

過去、管理職としてのスキル育成、動機づけをしていなかったため、管理職以上に登用できるスキルを持つ女性層が薄いため、女性のキャリアに対する自覚・責任感が未醸成である

女性の採用数が少く、あるいは、勤続年数が短く、管理職の候補者が乏しい

女性のロールモデルが少ない



(出所) 2013年経済同友会調査「真のダイバーシティ実現に向けて～女性管理職・役員の登用・活用状況のアンケート調査結果～」から作成

平成28年度の具体的な取組

- （1）HBS教授陣による女性リーダー候補向け「経営戦略講座」**
 - 地方/中小企業を含む幅広い企業から、60名程度の女性幹部候補を対象に、研修プログラムを実施。
- （2）レセプションの開催**
 - 企業の更なる意識改革に向け、国内外への情報発信や、ネットワークの拡大を図る。
- （3）経営戦略としてのダイバーシティの推進**
 - 「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」の策定等により、多様な人材の育成・マネジメント等の実践方法を提示。